

三重県の取組状況

【三重県の取組状況：資料3】

項目		取組内容
第2 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策		
1 建設工事の請負契約に関する経費の適切かつ明確な積算	(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	●適正な安全衛生経費が確保されるよう、講習会や立入検査等を通じて周知(資料5)
	(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	●土日完全週休二日制工事の試行 平成30年度:60件 ●標準工期の改正等による適正な工期設定 ●債務負担行為の活用による工事の平準化(平準化率 $\beta = 75\%$)
2 責任体制の明確化		●立入検査を通じた一括下請負の禁止、技術者の専任配置等の法令順守 ●施工体制点検による適正施工の点検
3 建設工事の現場における措置の統一的な実施	(1)建設業者間の連携の促進	●適正な安全衛生経費が確保されるよう、講習会や立入検査等を通じて周知【再掲】
	(2)一人親方等の安全及び健康の確保	●県ホームページにおいて、三重県建設労働組合の安全衛生教育等を紹介
	(3)特別加入制度への加入促進等の徹底	●一人親方(労働者としての実態がない)は、労災保険の特別加入制度の加入・促進を図るよう、立入検査等を通じて周知(資料5)
4 建設工事の現場の安全性の点検等	(1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	●合同パトロール 労働基準監督署、建災防、建設業協会と合同パトロールの実施 ●安全点検パトロール 施工体制点検と合わせた安全管理状況の確認 ●建設工事関係者連絡会議 労働基準監督署、国交省、建設業協会等関係者と災害防止対策等に関する意見交換 ●熱中症予防及び全国安全週間の実施に関して関係機関を通じ受注者に情報周知 ●総合評価における労働安全衛生マネジメントの評価
	(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進	●ICT活用工事の試行 平成30年度:41件試行 約30%の工数低減の確認ができた

三重県の取組状況

【三重県の取組状況：資料3】

項目		取組内容
5 安全及び健康に関する意識の啓発	(1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	●共通仕様書(工事中の安全確保) 受注者に作業員全員参加による1月半日以上安全研修・訓練等の実施の義務付け
	(2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	-
第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項		
1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	(1)社会保険等の加入の徹底	●標準見積書の活用促進 元下間契約において、適正な法定福利費が確保されるよう、標準見積書の活用を講習会、立入検査等で周知(資料5) ●県工事では、下請を含めて全て社会保険加入を義務付け済
	(2)建設キャリアアップシステムの活用推進	-
	(3)「働き方改革」の推進	●土日完全週休二日制工事の試行 平成30年度:60件 ●標準工期の改正等による適正な工期設定 ●設計労務単価の速やかな改正
2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	(1)労働安全衛生法令の遵守徹底等	●共通仕様書(工事中の安全確保) 受注者に、工事現場の安全確保に向けて、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくよう明記
	(2)墜落・転落災害防止対策の充実強化	●墜落災害防止対策強化月間の実施に関して、関係機関を通じ受注者に情報周知
3 計画の推進体制		●市町には発注者協議会を通じて、施工時期の平準化や週休二日制等の労働環境の改善等に取り組むよう働きかける ●民間工事については、三重県建設工事従事者安全健康確保推進会議を通じて、国による施策の着実な浸透を図る
4 施策の推進状況の点検と計画の見直し		●毎年1回程度、三重県建設工事従事者安全健康確保推進会議を開催し、施策の推進状況を確認する